



老計発第 0303001 号
老振発第 0303001 号
老老発第 0303002 号
平成 15 年 3 月 3 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省 老健局計画課長

振興課長

老人保健課長

転換型介護老人保健施設に係る施設及び設備基準の特例について

標記については、平成 15 年 2 月 24 日に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 13 号）が公布され、平成 15 年 4 月 1 日より施行されることとなった。その趣旨、内容及び留意点は、下記のとおりであるので、御了知のうえ、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知を図るとともに、その運用に遺憾のないようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

医療保険における長期入院の特定療養費化に伴って退院する者の受け皿として、医療資源の有効活用と介護基盤の整備促進を図る観点から、既設の病院の療養病床等の転換により介護老人保健施設を開設する場合に、施設及び設備基準の一部について特例（以下「転換特例」という。）を設けるもの。

第2 改正の概要

1 転換特例の対象

平成14年4月1日時点において現に存在する病院の療養病床又は一般病床を転換して、平成18年3月31日までに開設される介護老人保健施設

2 転換特例の内容

(1) 療養室及び機能訓練室の面積

開設の許可を受けた日から5年間は、病院の療養病床と同等の面積で足りることとし、それ以降については、本則上の面積に関する基準（療養室については一定の特例を規定）が適用されることとした。

(2) 廊下幅

転換に当たって、本則上の廊下幅の基準に適合させることが困難な場合は、病院の療養病床と同等の廊下幅で足りることとした。

第3 関係通知の改正

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年老企第44号。以下「基準省令」という。）第3の4の(4)の次に以下の(5)を加える。

- (5) 平成14年4月1日時点において医療法上の開設許可を受けている病院の建物内の療養病床又は一般病床（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行等に伴う病床区分の届出（平成15年8月末まで）を行う前のいわゆる経過旧その他の病床又は経過旧療養型病床群に係る病床を含む。）を転換して、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開設される介護老人保健施設（病院併設型の既存の介護老人保健施設の入所定員を増員する場合を含む。）について、療養室等の基準に関する以下の特例を設けることとした。

① 療養室の床面積

療養室の入所者一人当たりの床面積について、開設の許可を受けた日から5年間は、「6.4 m²以上（医療法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第6条の規定（病床転換による療養病床に係る床面積の特例）の適用を受けるものについては、6.0 m²以上）」で足りることとし、それ以降は、介護老人保健施設の基準である「8 m²以上」を適用することとした（基準省令附則第9条及び第10条関係）。ただし、談話室に近接する療養室の場合は、「当該談話室の一人当たり面積と合算して8 m²以上」であれば足りることとした（基準省令附則第8条関係）。

なお、「療養室が談話室に近接して設けられている」とは、談話室と同じ階にあって、療養室の入所者が療養生活上、当該談話室と当該療養室とを一体的に利用できる場合をいう。

② 機能訓練室

開設許可等を受けた日から起算して5年を経過する日までの間においては、「40 m²以上」で足りることとし、それ以降は、本則上の機能訓練室の基準である「1 m²に入所定員数を乗じて得た面積以上」を適用することとした。（基準省令附則第11条関係）。

③ 廊下幅

本則上の廊下幅の基準である「1.8m 以上（中廊下は 2.7m 以上）」に適合させることが困難な部分については、「1.2m 以上（中廊下は 1.6m 以上）」で差し支えないこととした（基準省令附則第12条関係）。ただし、その場合は、車いすやストレッチャーのすれ違いができるよう必要な待避部分を設けなければならないこととする。

第4 開設許可に当たっての留意点等

- 1 転換特例の適用を受ける介護老人保健施設については、施設及び設備基準のうち特例措置以外の部分、人員基準、運営基準は当該特例措置を受けない介護老人保健施設と同様であり、また介護報酬についても同様であること。
- 2 転換特例の適用を受けて介護老人保健施設への転換を行うに当たっては、病棟単位（各医療機関の看護体制の1単位を指す。）で転換するなど、同一病院建物内の一部を転換することも差し支えないこと。ただし、その場合であっても、同一建物内に病院等と介護老人保健施設が共存する場合のこれまでの取扱いと同様、施設の区分を明確にすること（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）第3の3の(8)

）及び同一階に病院と介護老人保健施設が共存するものは原則として認められないこと（同(9)）に留意すること。

3 転換特例の適用を適用して介護老人保健施設を開設しようとする各事業者は、開設許可申請時において、療養室等について開設許可から5年以内に改善するための療養環境改善計画を都道府県知事に提出することとし、また、開設許可から3年目を目途に当該施設の当該計画の進捗状況を都道府県知事に報告することとする。

4 転換特例を設けることにより、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間は、既存の病院の療養病床等から特例措置を受けて転換するものと、特例措置とは関係なく新たに施設を整備するものとの2種類の開設が行われることとなるが、そのいずれについても、都道府県の介護保険事業支援計画の範囲内で行われることが必要である。

また、新たに施設を整備して開設するものに係る各都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の事務としては、年度の第1・四半期頃に事前協議を受け付けた後、所要の手続を経て、第3・四半期から第4・四半期に国庫補助協議対象施設を決定するといった流れが一般的であると考えられるが、既存の病院の療養病床等から特例措置を受けて転換するものの開設に係る事務についても、こうした事務の流れの中に適切に位置づける必要がある。

以上のことから、今回の特例措置を利用して介護老人保健施設を開設しようとする事業者には、開設許可申請に先立って、できるだけ早い時期に事前の相談を行うことなどが求められる。こうしたことについて、関係者に十分な周知を図ること。